

社会福祉法人岩国市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

改正 平成29年4月1日規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩国市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職務に従事する役員及び評議員並びに会長の委嘱を受けた者（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、関係行政職員には支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 日額報酬は、職務に従事した日数に応じて、随時支給するものとし、月額報酬は、当月分をその月の末日までに支給する。

- 2 月額報酬を受ける者で月の途中において就任、就職又は離任、離職したときは、その月分の報酬については日割りにより計算する。
- 3 前項の日割計算による場合の報酬日額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 4 2以上の職を有するものが、同じ日に2以上の職務に従事した場合は、その額の最も多い報酬のみを支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のために旅行したとき（以下「出張」という。）は、費用弁償として旅費を支給する。ただし、関係行政職員には支給しない。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 役員等（別表第1に掲げる非常勤の嘱託員を除く。）が市内に出張したときは別表第2に掲げる額の車賃を支給することができる。ただし、公共交通機関を利用した場合については、最も経済的な経路の実費を支給することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、公用車を使用したときは支給しない。

(費用弁償の支給方法)

第5条 前条の費用弁償の支給方法については、本会旅費規程を準用する。

(期末手当)

第6条 常勤役員には期末手当を支給することができる。

- 2 期末手当の額について、職員の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条第2項関係）

(1) 役員

職 名	報 酬		費用弁償の額
	区分	金 額	
会 長	月額	50,000 円	旅費規程に規定する航空賃、 鉄道賃、船賃、車賃及び日当 の額。
常 務 理 事	月額	180,000 円	
支 部 担 当 理 事	月額	24,000 円	
理 事 (会長、常務理事及び支部担当理事の 職にある者を除く。)	日額	3,000 円	
監 事	日額	5,000 円	

(2) 評議員

職 名	報 酬		費用弁償の額
	区分	金 額	
評 議 員	日額	3,000 円	旅費規程に規定する航空賃、 鉄道賃、船賃、車賃及び日当 の額

(3) 会長の委嘱を受けた者及び会長が特に認めた者

職 名	報 酬		費用弁償の額
	区分	金 額	
非常勤の委員	日額	3,000 円	旅費規程に規定する航空賃、 鉄道賃、船賃、車賃及び日当 の額
非常勤の嘱託員	月額 日額	会長が別に 定めた額	

別表第2 (第4条第3項関係)

出張地 勤務地	岩国支部 管内	由宇支部 管内	玖珂支部 管内	本郷支部 管内	周東支部 管内	錦支部 管内	美川支部 管内	美和支部 管内
岩国支部 管内		500円	500円	1,500円	500円	2,000円	1,500円	1,000円
由宇支部 管内	500円		500円	2,000円	500円	2,500円	2,000円	1,500円
玖珂支部 管内	500円	500円		1,500円	0円	1,500円	1,500円	1,000円
本郷支部 管内	1,500円	2,000円	1,500円		1,500円	500円	500円	500円
周東支部 管内	500円	500円	0円	1,500円		1,500円	1,000円	1,000円
錦支部 管内	2,000円	2,500円	1,500円	500円	1,500円		0円	1,000円
美川支部 管内	1,500円	2,000円	1,500円	500円	1,000円	0円		500円
美和支部 管内	1,000円	1,500円	1,000円	500円	1,000円	1,000円	500円	